

第18回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会	資料 1
令和3年1月27日	

がん診療連携拠点病院の指定等について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

がん診療連携拠点病院等の種類（H30.7月 整備指針）

地域がん診療連携拠点病院

- がんの医療圏に1カ所整備し、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う。
- 診療体制、診療従事者、診療実績、研修の提供、情報の収集提供体制等について満たすべき要件がある。

地域がん診療連携拠点病院（高度型）※新設

- 拠点病院の必須要件を満たし、望ましい要件を複数満たす。
- 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている、高度な放射線治療の実施が可能、相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備、医療安全に関する取組、等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

地域がん診療連携拠点病院（特例型）※新設

- 平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。

都道府県がん診療連携拠点病院

- 都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し、中心的な役割を果たす。

国立がん研究センター

- 我が国全体のがん医療の向上を牽引していくために、医師、その他の診療従事者の育成、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催などが要件化されている。

特定領域がん診療連携拠点病院

- 特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する医療機関を指定する。

地域がん診療病院

- 隣接するがんの医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無いがんの医療圏に1カ所整備する。

がん診療連携拠点病院等

令和2年7月1日時点

がん診療連携拠点病院: 402カ所
地域がん診療病院: 45カ所

都道府県がん診療連携拠点病院

地域がん診療連携拠点病院

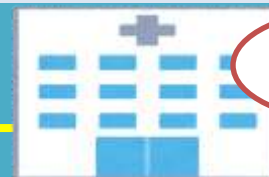
地域がん診療病院



51カ所



348カ所



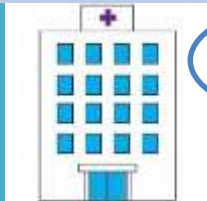
45カ所

- ①地域がん診療連携拠点病院(高度型): 47カ所
- ②地域がん診療連携拠点病院: 284カ所
- ③地域がん診療連携拠点病院(特例型): 17カ所

隣接する2次医療圏の拠点病院とグループ化

都道府県内の拠点病院全体のとりまとめ

特定領域がん診療連携拠点病院



1カ所

- ・ 様々な研修
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催 等

国立がん研究センター



2カ所

類型の見直しについて

診療機能による分類

【現行】

【見直し後】

地域がん診療連携拠点病院
(高度型)

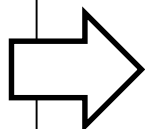
指定類型の
見直し



指定類型の
見直し



地域がん診療
連携拠点病院



地域がん診療連携拠点病院
(一般型)

- 必須要件に加え、望ましい要件を複数満たす。
 - 高度な放射線治療の実施が可能
 - 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている。
 - 相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備
 - 医療安全に関する取組
- 等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

従来の地域がん診療連携拠点病院と同様。

指定類型の
見直し



指定要件を
充足した場合
復帰



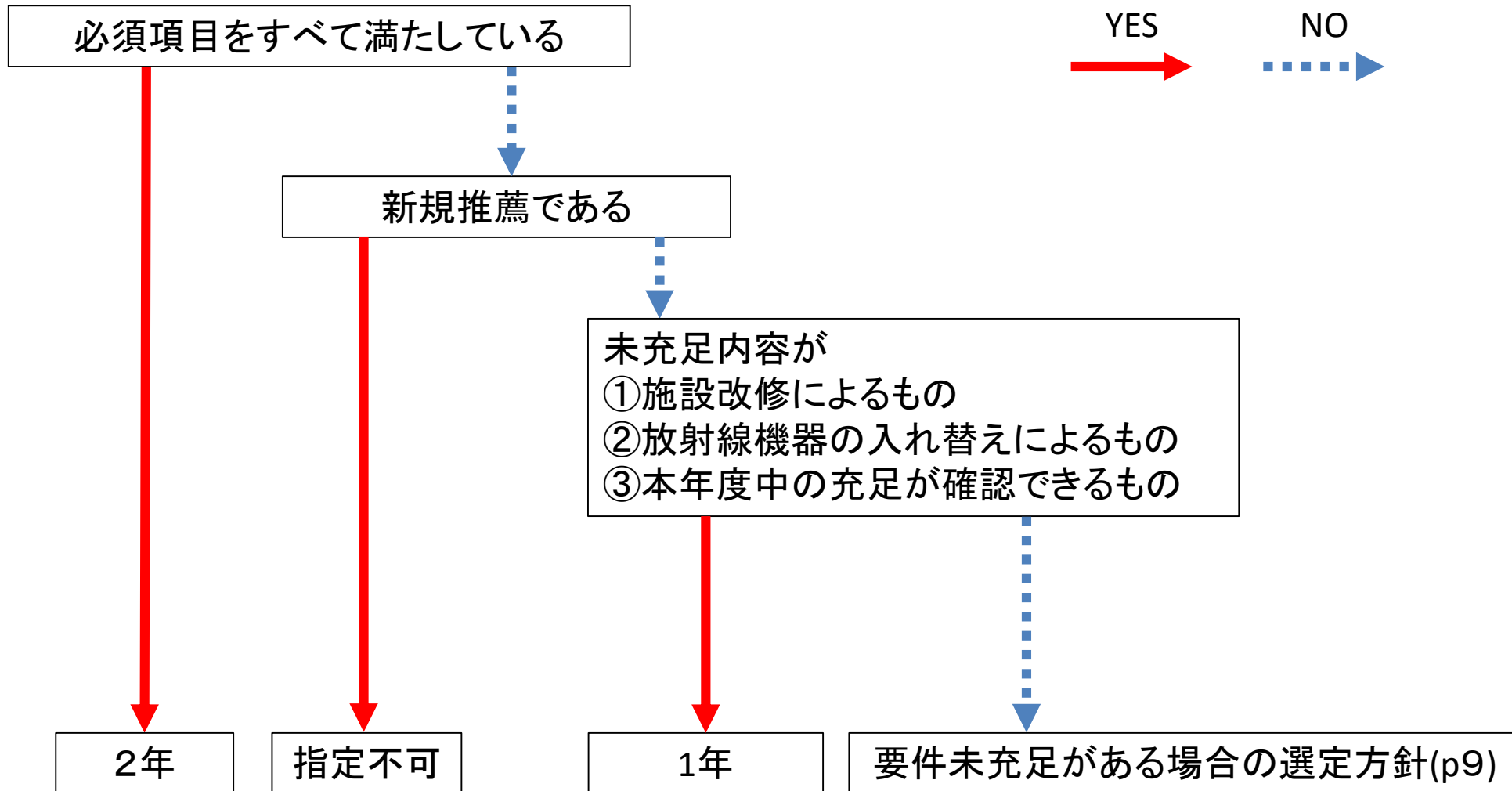
※便宜上、地域
がん診療拠点病
院を一般型とする

地域がん診療連携拠点病院
(特例型)

平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。
更新時において地域拠点病院の指定要件を充足していない場合は、指定の更新は行わない。

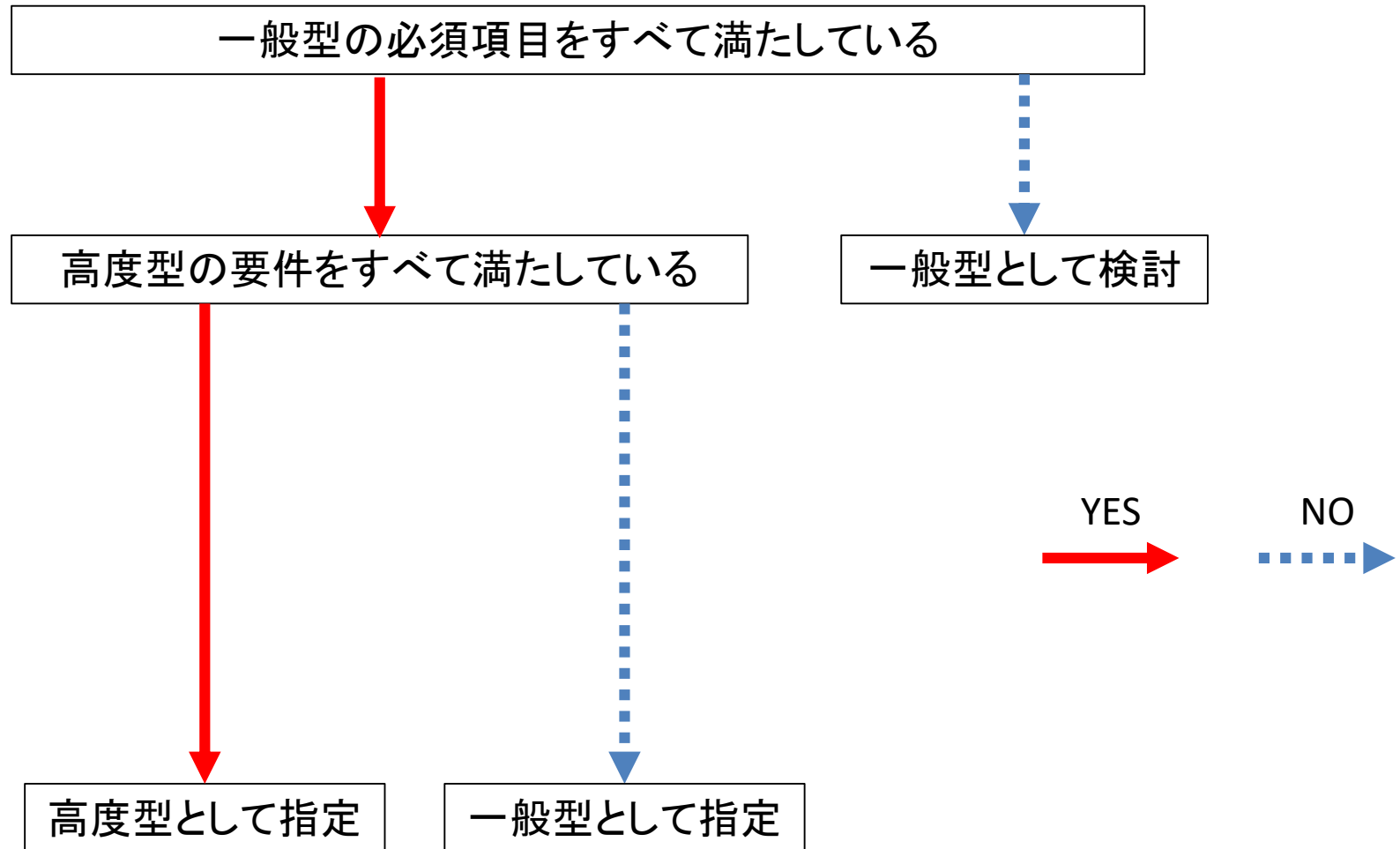
拠点病院等の選定の方針について①

【すべての類型で共通の方針】



拠点病院等の選定の方針について②

【がん診療連携拠点病院(高度型)として推薦された場合の付加の方針】



今年度の拠点病院等の指定の推薦等の手続きについて

例年度の状況

- 拠点病院等に、都道府県を通じて、当該年度の新規指定推薦書及び指定更新推薦書並びに現況報告書を提出していただいている。

本年度の状況

- 今般の新型コロナウイルス感染症の流行等に伴う影響を考慮し、令和2年度の指定更新推薦書及び現況報告書については、令和元年度の新規指定推薦書及び指定更新推薦書並びに現況報告書と、令和元年度の新規指定推薦書及び指定更新推薦書並びに現況報告書の提出後から令和2年8月31日までに各都道府県より提出された各種報告書をもって代用するため、一律の提出は不要とした。
- ただし、指定要件未充足の状態で開催されている医療機関については、指定要件を充足した場合は「未充足条件を充足した旨の報告文書」及び「条件を充足した拳証資料」を提出することとし、新たに指定要件を満たすことができなくなったことが確認された場合は、都道府県を通じて、状況の説明及びその後の充足見込みについて、厚生労働省に届け出るよう、改めて周知した。
- また、新規の医療機関をがん診療連携拠点病院等に新規推薦する場合等には、例年通り、新規指定推薦書を提出することとした。

要件未充足がある場合の対応について

- 1) 今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、現況報告書の一律の提出は不要とした。
- 2) 新たに指定要件を満たすことができなくなったことが確認された場合は、都道府県を通じて、状況の説明及びその後の充足見込みについて、厚生労働省に届け出るよう、改めて周知している。
- 3) 都道府県の届出により、**以下に記載する未充足内容のいずれにも該当しない**と判断される場合は、**勧告、指定類型見直し、指定取り消し等**の指導方針を指定の検討会に提案する。
- 4) がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会からの答申を受け、当該拠点病院等への通知を行う。

都道府県より未充足の報告

状況の確認及び充足見込みについて確認

- ①施設改修
- ②放射線機器の入れ替え
- ③本年度中の充足確認

①—③のいずれにも該当しないと判断

指導方針を指定の検討会に提案

指定の検討会にて対応を検討

- ・未充足状況が軽微である。
- ・機器の故障や入れ替えなど理由が明確である。

等

勧告

- ・診療実績に著しく低い項目がある。
- ・勧告を受けているが改善が見られない。
- ・自施設だけでは集学的治療等を提供できずグループ化が妥当である。

等

指定類型の見直し

- ・医療安全上の重大な疑義がある。
- ・意図的に虚偽の報告をしている。
- ・地域がん診療連携拠点病院(特例型)に指定類型を見直されているが改善が見られない。

等

指定取り消し

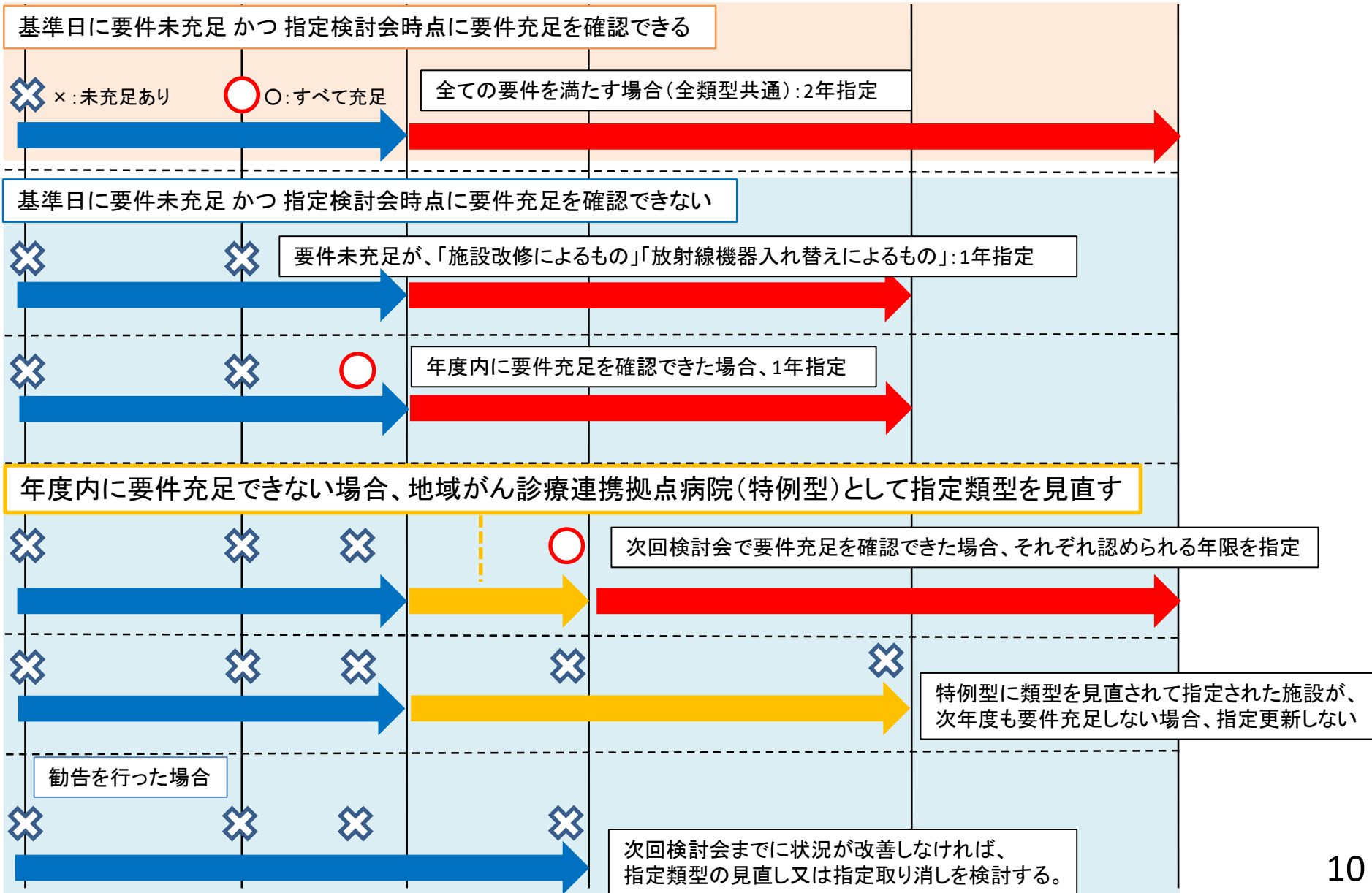
要件未充足がある場合の選定方針について

下記のような選定方針としてはどうか。

- 1) 要件充足を確認する基準日としては、令和2年9月1日とする。
ただし、昨年の指定検討会と同様に、検討会時点に要件を充足したことを確認できた病院については、要件を充足したものとみなして選定する。
- 2) 検討会時点に要件を充足していない病院で、未充足内容が①施設改修によるもの②放射線機器の入れ替えによるもの③本年度中の充足が確認できるものである場合には、昨年の選定方針と同様に、1年指定とする。
未充足内容が上記の①～③に該当しない場合には、
(ア) 必要な人員を満たさない等の場合、指定類型を見直す。
(イ) (ア)に該当しない軽微な要件と判断される場合、勧告を行う(p11)。
- 3) 地域がん診療連携拠点病院(特例型)については更新時(令和2年度内)において地域拠点病院の指定要件を充足していない場合は、指定の更新は行わない。
- 4) 上記の選定方針により、指定類型を見直された病院については、令和3年6月を目途に検討会において再度審議を行う。

選定方針と指定年限について

R2.9.1 基準日 R3.1.27 第18回指定検討会 R3.4.1 指定開始 R3.6 第19回指定検討会（仮） R4.3.31 1年指定 R5.3.31 2年指定



地域がん診療病院として指定中の医療機関より、以下の指定要件が未充足であると報告された。

未充足指定要件

整備指針p12Ⅱ3 研修の実施体制

「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」に準拠し、緩和ケアに関する研修を都道府県と協議の上、開催すること。(一部省略)

状況

- ① 令和元年11月に指針に沿った研修会を計画していたが、県内の他の拠点病院の研修会の日程を考慮して、令和元年11月の研修会は規模を縮小して開催、縮小した規模での研修会でも指定要件を充足すると当該医療機関が誤認しており、未充足の報告を怠っていたことが今年度の現況報告時に発覚した。
- ② 令和2年3月に指針に沿った研修会を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっている。
- ③ 令和3年3月にwebにて代替の研修会を行う予定としている。

対応案

令和3年3月にwebにて代替の研修会を行うことを前提に、当該病院に対して「勧告」を行うこととしてはどうか。

がん診療連携拠点病院(高度型)の指定について

新規推薦5施設の高度型要件を充足しているか検討すべき要件実績抜粋

病院 (現在の指定類型)	要件② 同一医療圏地域拠点病院の診療実績 がん登録/手術/薬物/放射線/緩和(順位)	要件③ IMRT/粒子線/密封小線源/核医学 当該年度治療(件)
A (一般型)	1/1/1/1/1 (1病院/医療圏)	56/0/0/0
B (一般型)	2/2/2/1/3 (4病院/医療圏)	94/0/31/83
C (一般型)	1/1/1/1/1 (2病院/医療圏)	183/0/0/19
D (一般型)	1/1/1/1/1 (1病院/医療圏)	0/0/0/0
E (一般型)	1/1/1/1/1 (1病院/医療圏)	18/0/0/0

高度型要件③

「強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること」について

状況

D病院は当該年度(2019年1月~12月)に実績は無いが、2018年に3件、2020年に1件の核医学治療の実績があり、高度な放射線治療を提供できる体制にあると都道府県が判断、高度型への推薦があった。

検討事項

当該病院を高度型として指定することについてはどうか。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みた 緩和ケア研修の開催に関する指定要件の取り扱いについて

整備指針p12Ⅱ3及びp26Ⅶ3 研修の実施体制

「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」に準拠し、緩和ケアに関する研修を都道府県と協議の上、開催すること。（一部省略）

状況

当該指定要件について、「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」の中で定められている集合研修の開催が、新型コロナウイルス感染症の流行下では難しくなっている現状がある。

対応案

従来通りの緩和ケア研修会の開催が難しい場合は、集合研修のうち、講義とグループワークについてwebにて代替することで、がん診療連携拠点病院等の指定要件としては充足とみなしてはどうか。

（※）webで代替する場合には、現時点においては受講者が緩和ケア研修会を修了したと認定されるものではない。

また、令和3年度の現況報告及びがん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会においては、当該指定要件の該当期間を令和2年1月から令和3年12月までとしてはどうか。

（webでの代替を含めて、該当期間内に一度でも緩和ケア研修会を開催していれば、がん診療連携拠点病院等の指定要件を充足したとみなしてはどうか。）

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)①

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

診療実績に関する要件

下記①または②を概ね満たすこと。

ただし、同一医療圏に複数の医療機関を推薦する場合は①をすべて満たすこと

①. 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

- 院内がん登録数 500 件以上
- 悪性腫瘍の手術件数 400 件以上
- がんに係る化学療法のべ患者数 1000 人以上
- 放射線治療のべ患者数 200 人以上
- 緩和ケアチームの新規介入患者数 50 人以上

②. 相対的な評価

- 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

診療実績

医療施設に関する要件

- 放射線治療に関する機器の設置(リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。)
- 外来化学療法室の設置
- 原則として集中治療室設置
- 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室設置
- 術中迅速病理診断実施可能な病理診断室の設置

医療施設

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)②

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

診療従事者に関する要件

手術	<ul style="list-style-type: none">手術療法に携わる常勤の医師
放射線診断・治療	<ul style="list-style-type: none">放射線治療に携わる常勤かつ専従の医師放射線診断に携わる常勤かつ専任の医師常勤かつ専従の放射線技師(2名以上の配置が望ましい、専門資格の有資格者であることが望ましい)機器の精度管理、照射計画等に携わる常勤かつ専任の技術者(専門資格の有資格者であることが望ましい)放射線治療室に常勤かつ専任の看護師(専門資格の有資格者であることが望ましい)
薬物療法	<ul style="list-style-type: none">化学療法に携わる常勤かつ専従の医師常勤かつ専任薬剤師の配置(専門資格の有資格者であることが望ましい)外来化学療法室に常勤かつ専任の看護師(がん看護専門看護師等であることが望ましい)
病理	<ul style="list-style-type: none">病理診断に携わる常勤かつ専従の医師専任の細胞診断業務に携わる者(専門資格の有資格者であることが望ましい)
緩和ケアチーム	<ul style="list-style-type: none">身体症状の緩和に携わる常勤かつ専任の医師(専従が望ましい)精神症状の緩和に携わる常勤の医師(専任が望ましい)専従かつ常勤の看護師(専門資格の有資格者であること)緩和ケアチームに協力する者の配置(薬剤師、医療心理に携わる者、相談支援に携わる者)が望ましい。
相談支援センター	<ul style="list-style-type: none">専従と専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ(相談員基礎研修1～3を修了していること)
院内がん登録	<ul style="list-style-type: none">国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けた専従の院内がん登録実務者

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)③

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

地域拠点病院(高度型)の指定要件

- 地域拠点病院の指定要件において、「望ましい」とされる要件を複数満たしていること
- 同一医療圏に複数の地域拠点病院がある場合には、診療実績が当該医療圏において最も優れていること
- 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること
- 緩和ケアセンターに準じた緩和ケアの提供体制を整備していること
- 相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われていること
- 医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備していること

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)④

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件

- 特定のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること
- 当該がんについて当該都道府県内で最も多くの患者を診療していること
- 地域がん診療連携拠点病院の指定要件を満たすこと
- ただし、がんの種類に応じて必要な治療法が異なる可能性があるため、指定にあたっては地域がん診療連携拠点病院の要件のうち満たしていない項目がある場合には、個別に指定の可否を検討する
- 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対してがん診療連携拠点病院と連携し適切ながん医療の提供を行うこと
- 特定領域における高い診療技術や知識を共有する観点から、がん診療連携拠点病院等との人材交流、合同のカンファレンス、診療業務や相談支援業務における情報共有等を行うことが望ましい

(参考)医療安全について

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

	施設要件	人的配置			その他
		医師	薬剤師	看護師	
都道府県拠点	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全管理部門の設置 医療安全管理者の配置(右記参照) 未承認薬や適応外使用、高難度新規医療技術の実施等の事前審査・事後評価 医療安全に関する窓口の設置 	常勤かつ専任	常勤かつ専任 (専従が望ましい)	常勤かつ専従	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全管理者の権限の付与 医療安全管理者の研修の受講
地域拠点 ・ 特定領域		常勤	常勤かつ専任	常勤かつ専従	
地域診療		常勤	常勤 (専任が望ましい)	常勤かつ専従	